

④文化支援の社会的意義と行政のかかわり

■笹井宏益

1 はじめに

文化とは個人の内面の問題であるにもかかわらず、なぜ行政がかかわるのであるのか。この問いは、文化行政担当者が必ずといっていいほど直面するという難しいテーマである。これが難問である理由として次の二つが考えられる。

①「文化」「芸術」「芸能」といった概念がいまいかつ多義的であり、様々な局面を持っていること。これらに「地域」という概念が加わると、さらに焦点が定まらなくなってしまうことはいうまでもない。

②後述するように、文化行政は、通常の「行政の論理」ではうまく説明できない独特の「行政の論理（あるいは非行政・反行政の論理）」を持っていること。

ここで大切なことは「これらの定義をまずきちつとして…」というアプローチで議論を進めていっても、まず、建設的な議論には成り得ないということである。というのは、文化行政とは、極めて実践的で個別的な性格を持つ行政のスタイルであり、客観的に正しい「答え」というのは存在しないからである。

以下の私の見解が、読者に何らかの問題を提起することができれば幸いである。

2 芸術文化の社会的意義

芸術や芸能とは、文化が昇華したものと考えることができるが、それらの多くは、国や民族の違いを超えて長い歴史の中で支持されてきた実績を持つものである（いわゆる「古典」といわれているもの）。それらは、そこに接する人々に対し、喜びとか驚きといった「感動」を与える。もちろん、感動する場面は人によって異なり、同じ人であってもその時の気分によって感じ方が違うこともあり得る。しかしながら、芸術や芸能は「感動を与える」という点において「最大多数の最大幸福」をもたらす一つの重要な価値といえるであろう。

感動は、日常生活の中にならば「非日常の世界」をつくりだす。この非日常の世界が、人間に（職業生活をはじめとする全生活において）生命力を吹き込むのである。特に、日本のように、生活の隅々まで制度化（法律や条例のみならず慣習や義理・人情を含む）された社会に生活していると、非日常の世界の持つ意味は一層大きい。

3 芸術文化支援の必要性和合理性

しかしながら、芸術や芸能は、時間的かつ場所的な条件の下で産み出されてきたものであり、作品の上演に際しては、特殊な「空間」や「演出」が求められることが少なくない。こうした点から、これらの芸術や芸能を現代によみがえらせるためには、それらに関する調査研究やプレイヤー（アーティスト）の育成、さらに上演に際しての「空間」整備やアートマネージメント・ステージマネージメントなどが必要になるが、これらは、多くの場合、市場メカニズムに任せておいたのでは実現し得ないものである。ここに、第三者による支援が必要とされる理由がある。前述したように、芸術文化の持つ価値が普遍的で、社会的に意義のあるものであるとすれば、公的セクターによる支援はまさに合理的である。なお、企業によるメセナ活動が「フィランソピー（社会貢献活動）」の一環と呼ばれるのも、その社会性・公共性に由来するものと考えられる。

4 支援対象の広がり

芸術・芸能作品は、多くの活動の積み上げの上に才能ある人間の「ひらめき」と努力によって産み出されるものであるが、これまで

- 1 はじめに
- 2 芸術文化の社会的意義
- 3 芸術文化支援の必要性和合理性
- 4 支援対象の広がり
- 5 地域づくりと文化のパワー
- 6 「行政の論理」と文化支援
- 7 国と地方の文化支援施策
- 8 終わりに

に評価の確立した作品のみを支援の対象としていたのでは、新しい芸術・芸能作品が産み出される機会を失わせることにもなりかねない。というのは、これらの創造活動こそ、市場メカニズムに任せておいたのでは実現し得ないものだからである。新たな芸術・芸能作品の創造活動に、行政による支援の可能性と合理性を見いだすことは難しくない。

ところが、ここには大きな問題がある。これらの創造活動への支援は、あくまでも、社会的に意義のある芸術・芸能作品に成り得る「可能性」に対する支援であり、評価の確立した作品への支援とは異なるものである。これは、一種のスペキュレーション（賭け）であり、どの範囲までの支援なら合理的かという問題は、つきつめれば社会的通用力の問題といえる。すなわち、市民の合意が得られる範囲ということになり、市民の成熟度（芸術文化に対する理解度・寛容さ）に大きく左右される。

もともと、「市民の合意が得られる範囲」は客観的に決まっているわけではなく、一次的には、市民から自治体の運営を委託された行政機関が決定することになる。このことは、いかえれば、個々の文化行政担当者が、芸術文化に対するセンスと市民の意識に対する想像力を問われることでもある。

なお、このような創造活動への支援は、活動を行っている「人」への支援という側面を持つことに注意しなければならない。この点について、「人」というのは常に移動する存在（すなわち特定の場所に固定されるものではない存在）であることを考えると、特定の

場所に固定される公的セクター（例えば地方自治体）が支援することには、どうしても市民の側の抵抗感がある。そこで、一定期間特定の文化施設に勤めることを条件にするなど、施設に結び付けて「人」への支援を行うことが現実的な方法になる。

5 地域づくりと文化のパワー

さて、われわれ一人ひとりには「生活の本拠」を持つており日々の暮らしを送っている。地域社会こそが、生活空間であり生活時間である。この地域社会を豊かでうるおいのあるものにするためには、産業振興や基盤整備にとどまらず、「文化のパワー」が不可欠である。また、近年の産業が、高度化・ソフト化を強め、その構造を大きく転換させ、結果として都市化と過疎化を急激に進めたことは広く知られているが、それらに伴って生じた社会問題を解決するための立脚点も、「産業の論理」ではなく、産業とは関係のない「文化のパワー」のほうにあると考える。

よりよい地域づくりが地方自治体の使命であるとすれば、このパワーを使って地域をつくっていくことは、市民の負託にこたえる近道であり地方自治体の任務である。そして、この点にこそ、地方自治体が市民の様々な文化活動にコミットし、それらを促進する環境づくりを行う理由があるといえよう。

その具体的な方法については、例えば、次のようなアプローチが考えられる。

①市民の自発的な文化活動（生涯学習活動）への支援

②市民参加型（市民主体型）イベントの実施
③道路や橋、公園、学校、駅、工場など公的な施設の文化化（芸術化）

もちろん、魅力的な芸術や芸能は、市民の文化活動に支えられた「文化的な土壌」があつてこそ生まれてくるものであり、逆に、魅力的な芸術や芸能に接することによって市民の活動はますます活発になる。これまでに、地方自治体が芸術文化や地域での文化活動にコミットする理由をいくつか挙げてきたが、実際には、それらはそれぞれ関連し相互に影響を与え合っている。

6 「行政の論理」と文化支援

ところで、行政というものは固有の論理を持つており、文化支援も、形の上ではその論理の下で行われることになる。しかしながら、文化支援については、行政の一環でありながら、行政に内在する固有の論理としばしば緊張関係に立つ。

行政のシステムは、国家による行為の合理化と個人の権利保護という二つの要請からつくられだされたものであり、双方の要請を満たすものが法律や条例などの制度である。したがって、行政上の行為は、制度の運用という形で行われ、意思決定から実施に至るまでピラミッド型の官僚組織を通じて行われる。そこには、次のような行政の論理が内在する。

①制度を解釈・運用して個別の案件に対応する。
②制度を基準として案件を公平に取り扱う。
③組織の下位にある者は上位者の指示・命令

に従う。

これらの（行政官にとってみれば）当然すぎるほどの論理が、文化支援に際しては、次のような形で緊張を生む。

- ①文化支援においては、文化財保護の場合を除き制度上の裏付けがない。それゆえ、制度の解釈・運用という通常の対応ができない。
- ②文化は、他の分野の行政対象と比較するとかみどころがない。しかも、多くの場合、その持つ価値は人により異なる。それゆえ、案件を公平に（形式的には平等に）取り扱うことが難しくなる。
- ③これらのことから、組織上の意思決定に当たっても、組織の上位者（特に首長）の意向が顕著に反映する。

こうして、緊張関係を克服する独自の「文化支援の論理」を構築することが求められているが、現在のところ（各方面で議論されているものの）いまだ結論は出ていない。私にとっても今後の課題といえるが、次に考え方の方向性をいくつか示しておきたい。

- ①制度の裏付けがなく個人の裁量の幅が大きいため、「不公平感」を例えは、審議会の議決とか住民参加といった手続き上の適正さ（デュープロセス）によって合理化する。
- ②文化支援の正当性・合理性について、例えば、文化活動における学習的契機を明らかにするなど社会教育的観点からもアプローチを試みる。
- ③関係者の意向を十分踏まえ、「文化政策ビジョン」や「文化振興計画」など広い意味での「制度」をつくり、文化支援の指針とする。

- ④文化支援の主体を直接の行政機関とせず、財団や第三セクターの創設などによって行う。

7 一国と地方の文化支援施策

以上を踏まえ、最後に国と地方の文化支援施策を紹介しておく。

国の文化行政は、終戦直後から文部省を中心に展開され、昭和四十三年には、文化局と文化財保護委員会の統合により、文化庁が創設された。現在の文化庁の予算は、六百億円を超えているが、その四分の三が文化財の保護に要する予算であり、芸術文化にかかる予算は四分の一となっている。文化庁の行っている施策は次のとおりである。

- ①芸術関係団体への助成措置や芸術祭の開催など芸術創造活動の奨励（芸術文化振興基金の事業を含む）
- ②若手芸術家の内外への研修派遣など芸術家の養成・研修
- ③芸術家の顕彰
- ④アートマネージメントにかかわる人材育成
- ⑤移動芸術祭など地域での芸術鑑賞機会の確保
- ⑥法律等に基づく地域における文化を活かしたまちづくりの推進
- ⑦国立劇場の設立に向けての準備
- ⑧特定公益増進法人制度や指定寄付金制度などいわゆる税制上の優遇措置

他方、都道府県、市町村を問わず、多くの地方自治体では文化行政の推進体制が整備されてきており、劇場やコンサートホールが次々設置され、特色ある運営が行われていること

は記憶に新しい。これらの芸術文化振興予算の内訳を見ると、文化施設建設費が約五割、施設運営費が約四割、残りの一割が芸術活動振興のための予算となっている。さらに、芸術活動振興予算は、一般的には、次のような経費で構成されている。

- ①芸術祭等の開催
- ②都道府県内等の芸術文化団体（オーケストラ等）への助成
- ③文化賞・文化功労賞等の実施
- ④地域おこしなどのためのイベントの実施

これらの施策を見てみると、国と地方とで同様のものもあるし、異なっているものもある。施策が同様であるとしても、そのこと自体市民にとってみれば好ましいことと考えられる。しかしながら、先に述べたとおり、文化支援の意義や位置付けが「文化」の局面によって異なるとすれば、国あるいは地方自治体において、強調すべき施策が異なっているも不自然ではない。今後の方向性は、民間セクターの動向や予算額の規模等によって大きく影響を受けることはいうまでもないが、次に私の試案を、国、地方自治体それぞれ一つずつ提示しておく。

- ①国においては、プレイヤー（アーティスト）やアートマネージメント担当者など、芸術文化に係る人材の育成が重要である。地方自治体では、タックス・ペイヤーとしての市民に直接利益を還元すべきといった要請が強く、市民の共通理解を得るのが難しい（前述したとおり）。
- ②地方自治体においては、市民の文化的参加など通じての地域づくりが重要である。文化

的参加の形態は様々であるが、「地域づくり」それ自体が公共的性格を持っており、自治体でなければできない仕事である。

8 一 終わりに

文化行政が、通常の「行政の論理」では説

明のつかない特色を持っているからこそ、「文化とは何か」「文化支援の社会的意義とは何か」といった不断の問いかけが求められている。これらは、恐らく（永遠に）答えの出ないテーマかもしれない。しかしながら、こうした問いかけの繰り返し、個々の文化に関する施策をより魅力的なものにし、文化行

政の重要性に対する認識を広めていくことも事実である。「文化」が目に見えないところで大きな力を発揮するものであることは、これまで何度も述べたとおりである。

△北海道大学助教授・元神奈川県文化室専任
主幹▽